

モバイルサービス タイプd契約約款 新旧対照表

旧	新																																																								
<p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるインターネット約款またはデジタルテレビ約款(総称して、以下「主サービス約款」といいます。)および、このモバイルサービス タイプd契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)により、モバイルサービス タイプd(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。 (略)</p>	<p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるインターネット約款またはデジタルテレビ約款(総称して、以下「主サービス約款」といいます。)および、このモバイルサービス タイプd契約約款(別に定める料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)により、モバイルサービス タイプd(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。 (略)</p>																																																								
<p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="81 600 778 645"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機能区分 内容</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>クーポン 当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの3G、LTEおよび5G通信網を利用できる通信容量のこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バンドルクーポン 3GBプラン・8GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定のクーポンのこと。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>オプション 内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かけ放題サービス 当社が定める相手先に、当社が定める通話時間まで定額で通話ができるサービス。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スマホ補償サービス 当社がモバイル(スマホセット)を提供するものに、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業者</td> <td>株式会社NTTドコモをいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(略)			機能区分 内容	(略)			クーポン 当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの3G、LTEおよび5G通信網を利用できる通信容量のこと。		バンドルクーポン 3GBプラン・8GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定のクーポンのこと。	(略)			オプション 内容		かけ放題サービス 当社が定める相手先に、当社が定める通話時間まで定額で通話ができるサービス。	(略)			スマホ補償サービス 当社がモバイル(スマホセット)を提供するものに、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。	(略)		特定事業者	株式会社NTTドコモをいう。	(略)		<p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="815 600 1506 645"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機能区分 内容</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>クーポン 当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの3G、LTEおよび5G通信網を利用できる通信容量。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バンドルクーポン 3GBプラン・8GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定のクーポン。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>オプション 内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かけ放題サービス 当社が定める相手先に、定額で通話ができるサービス。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スマホ補償サービス 当社がモバイル(スマホセット)を提供する者に、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業者</td> <td>株式会社NTTドコモ。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(略)			機能区分 内容	(略)			クーポン 当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの3G、LTEおよび5G通信網を利用できる通信容量。		バンドルクーポン 3GBプラン・8GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定のクーポン。	(略)			オプション 内容		かけ放題サービス 当社が定める相手先に、定額で通話ができるサービス。	(略)			スマホ補償サービス 当社がモバイル(スマホセット)を提供する者に、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。	(略)		特定事業者	株式会社NTTドコモ。	(略)	
用語	用語の意味																																																								
(略)																																																									
	機能区分 内容																																																								
(略)																																																									
	クーポン 当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの3G、LTEおよび5G通信網を利用できる通信容量のこと。																																																								
	バンドルクーポン 3GBプラン・8GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定のクーポンのこと。																																																								
(略)																																																									
	オプション 内容																																																								
	かけ放題サービス 当社が定める相手先に、当社が定める通話時間まで定額で通話ができるサービス。																																																								
(略)																																																									
	スマホ補償サービス 当社がモバイル(スマホセット)を提供するものに、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。																																																								
(略)																																																									
特定事業者	株式会社NTTドコモをいう。																																																								
(略)																																																									
用語	用語の意味																																																								
(略)																																																									
	機能区分 内容																																																								
(略)																																																									
	クーポン 当社が定める通信速度を超えて株式会社NTTドコモの3G、LTEおよび5G通信網を利用できる通信容量。																																																								
	バンドルクーポン 3GBプラン・8GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定のクーポン。																																																								
(略)																																																									
	オプション 内容																																																								
	かけ放題サービス 当社が定める相手先に、定額で通話ができるサービス。																																																								
(略)																																																									
	スマホ補償サービス 当社がモバイル(スマホセット)を提供する者に、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。																																																								
(略)																																																									
特定事業者	株式会社NTTドコモ。																																																								
(略)																																																									
<p>第4条 (契約の条件と種類) 本サービスは、インターネット約款第4条(サービスの種類とプラン種別)に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者(総称して、以下「主サービス加入者」といいます。)に対し、そのいずれか一方のオプションサービスとして提供されるものとします。 2 主サービス加入者でない場合は、主サービス加入者と同一住所の場合に限り、本サービスを契約することができます。ただし、契約にあたり、主サービス加入者の同意が必要となります。 (略) 4 本サービスには、料金表(別表)に規定する種類があります。</p>	<p>第4条 (契約の条件と種類) 本サービスは、インターネット約款に定めるインターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者(総称して、以下「主サービス加入者」といいます。)に対し、そのいずれか一方のオプションサービスとして提供されるものとします。 2 申込者が主サービス加入者でない場合は、申込者の住所が主サービス加入者と同一の場合に限り、本サービスを契約することができます。ただし、契約にあたり、主サービス加入者の同意が必要となります。 (略) 4 本サービスにより提供するサービスの種類は、別に定める料金表に記載のとおりとします。</p>																																																								
<p>第11条 (契約者が行う利用契約の解約) 契約者は、当社より通知する利用開始日が属する月(以下「利用開始月」といいます。)を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望月の25日までに当社に提出するものとします。ただし、当社が定めた要件を満たす契約者については、解約手続きについて簡略化できるものとします。 (略)</p>	<p>第11条 (契約者が行う利用契約の解約) 契約者は、当社より通知する利用開始日が属する月(以下「利用開始月」といいます。)を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望月の25日までに当社に提出するものとします。ただし、当社が定めた要件を満たす契約者については、解約手続きについて簡略化することがあります。 (略)</p>																																																								

モバイルサービス タイプd契約約款 新旧対照表

<p>第12条 (当社が行う利用契約の解除) (略)</p> <p>2 当社は、契約者または主サービス加入者が第19条(提供停止)第1項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>3 当社は、契約者または主サービス加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>4 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法により契約者または主サービス加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略)</p>	<p>第12条 (当社が行う利用契約の解除) (略)</p> <p>2 当社は、契約者または主サービス加入者が第19条(提供停止)第1項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>3 当社は、契約者または主サービス加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>4 当社は、第1項および第3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法により契約者または主サービス加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略)</p>
<p>第16条 (SIMカードの情報消去および返還) (略)</p> <p>2 <u>当社のSIMカードの貸与を受けている契約者</u>は、前項の各号に該当する場合、<u>そのSIMカード</u>を当社が別に定める方法により、当社へ速やかに返還するものとします。 (略)</p>	<p>第16条 (SIMカードの情報消去および返還) (略)</p> <p>2 <u>契約者</u>は、前項の各号に該当する場合、<u>当社が貸与するSIMカード</u>を当社が別に定める方法により、当社へ速やかに返還するものとします。 (略)</p>
<p>第17条 (SIMカードの管理責任) <u>SIMカードの貸与を受けている契約者</u>は、注意をもって管理するものとします。</p> <p>2 <u>SIMカードの貸与を受けている契約者</u>は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。</p> <p>4 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。</p> <p>5 <u>SIMカードの貸与を受けている契約者</u>は、SIMカードの盗難、紛失または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、<u>別表に定めるSIMカード再発行手数料</u>を支払うものとします。</p>	<p>第17条 (SIMカードの管理責任) <u>契約者</u>は、<u>当社が貸与するSIMカード</u>を注意をもって管理するものとします。</p> <p>2 <u>契約者</u>は、<u>当社が貸与するSIMカード</u>について盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>3 当社は、第三者が<u>当社が貸与するSIMカード</u>を利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。</p> <p>4 当社は、<u>当社が貸与するSIMカード</u>の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。</p> <p>5 <u>契約者</u>は、<u>当社が貸与するSIMカード</u>の盗難、紛失または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、<u>別に定める料金表に記載のSIMカード再発行手数料</u>を支払うものとします。</p>
<p>第21条 (電波伝播条件による通信場所の制約) (略)</p> <p>(注) 本条に規定するサービス区域については、日本国内において<u>株式会社NTTドコモ</u>が提供するFOMAのサービスエリア、LTE「Xi」(クロスシィ)のサービスエリアおよび5Gのサービスエリアに準ずるものとします。</p>	<p>第21条 (電波伝播条件による通信場所の制約) (略)</p> <p><u>なお</u>、本条に規定するサービス区域については、日本国内において<u>特定事業者</u>が提供するFOMAのサービスエリア、LTE「Xi」(クロスシィ)のサービスエリアおよび5Gのサービスエリアに準ずるものとします。</p>
<p>第22条 (主サービス加入者の支払義務) (略)</p> <p>3 かけ放題サービスを除く月額料金は、利用開始月の翌月1日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間(以下「課金期間中」といいます。)について、<u>別表に定める月額料金を支払うものとします</u>。ただし、かけ放題サービスの月額料金は第4項の規定によります。</p> <p>4 初期費用および月額料金を除く料金は、利用開始日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間について、<u>別表に定める料金を支払うものとします</u>。 (略)</p>	<p>第22条 (主サービス加入者の支払義務) (略)</p> <p>3 かけ放題サービスを除く月額料金は、利用開始月の翌月1日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間(以下「課金期間中」といいます。)について、<u>別に定める料金表に記載の月額料金を支払うものとします</u>。ただし、かけ放題サービスの月額料金は第4項の規定によります。</p> <p>4 初期費用および月額料金を除く料金は、利用開始日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間について、<u>別に定める料金表に記載の料金を支払うものとします</u>。 (略)</p>

モバイルサービス タイプd契約約款 新旧対照表

<p>第23条 (ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払義務) 主サービス加入者は、次の各号に定めるユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を支払うものとします。 (1) ユニバーサルサービス料とは、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)をもとに算出した料金をいいます (2) 電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)をもとに算出した料金をいいます (略)</p>	<p>第23条 (ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払義務) 主サービス加入者は、次の各号に定めるユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を支払うものとします。 (1) ユニバーサルサービス料とは、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)をもとに算出した料金をいいます (2) 電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)をもとに算出した料金をいいます (略)</p>
<p>第24条 (オプションサービスの申し込み等) (略) 4 契約者は、当社が別に定める方法により、利用者識別番号ごとにバンドルクーポンおよび追加クーポンの利用量、通話明細などを各種確認することができます。</p>	<p>第24条 (オプションサービスの申し込み等) (略) 4 契約者は、当社が別に定める方法により、利用者識別番号ごとにバンドルクーポンおよび追加クーポンの利用量、通話明細などを確認することができます。</p>
<p>第25条 (手続きに関する料金の支払義務) 主サービス加入者は、本サービスに係る手続きを申し出て、その承諾を受けたときは、別表に定める手続きに関する料金を支払うものとします。</p>	<p>第25条 (手続きに関する料金の支払義務) 主サービス加入者は、本サービスに係る手続きを申し出て、その承諾を受けたときは、別に定める料金表に記載の手続きに関する料金を支払うものとします。</p>
<p>第27条 (免責) (略) 2 当社は、本約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。 (略)</p>	<p>第27条 (免責) (略) 2 当社は、本約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下本条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。 (略)</p>
<p>第28条 (個人情報) 当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、本条および当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。 (略)</p>	<p>第28条 (個人情報) 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、本条および当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。 (略)</p>
<p>第31条 (国内法への準拠) 本約款は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>第31条 (国内法への準拠) 本約款は日本国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争等については奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。</p>
<p>第32条 (反社会的勢力の排除) (略) 5 契約者および主サービス加入者は、前項の適用により、契約者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。</p>	<p>第32条 (反社会的勢力の排除) (略) 5 契約者および主サービス加入者は、前項の適用により、契約者および主サービス加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。</p>
<p>第33条 (定めなき事項) 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者および主サービス加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。</p>	<p>第33条 (定めなき事項) 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、契約者および主サービス加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。</p>
<p>附則 本規約は、2023年9月25日より施行します。</p>	<p>附則 本規約は、2024年11月1日より施行します。</p>

モバイルサービス タイプd契約約款 新旧対照表

<p>別表 モバイルサービス タイプdの料金表 1. 適用 表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。<u>請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</u></p>	<p>別表 モバイルサービス タイプdの料金表 1. 適用 表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。</p>																				
<p>(表1) 月額料金 (略) ・第23条に基づき、1電話番号につきユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。</p>	<p>(表1) 月額料金 (略) ・第23条 <u>(ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払義務)</u>に基づき、1電話番号につきユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。</p>																				
<p>(表2) オプションサービス</p> <table border="1" data-bbox="76 504 774 645"> <tr> <td>かけ放題サービス</td> <td>1,650円/月</td> </tr> <tr> <td>5G通信サービス</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>危険SMS拒否設定</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>追加クーポン</td> <td>330円/100MB</td> </tr> <tr> <td>スマホ補償サービス</td> <td>440円/月</td> </tr> </table> <p>・<u>かけ放題サービス</u>は、「3. 通話料およびSMS利用料金」に記載の割引通話(国内) <u>※6</u> <u>※7</u>適用時の通話が対象です。(一部かけ放題サービス対象外の電話番号があります) ・<u>かけ放題サービスおよび5G通信サービス</u>は、音声通話機能付きSIMカードのみご契約いただけます。 ・<u>追加クーポン</u>は、100MBを1単位とし、1ヵ月あたりの利用可能数の上限は30とします。 ・<u>追加クーポン</u>は、申し込みした日の属する月の翌月から3ヵ月後の<u>月末</u>まで有効とします。 ・<u>スマホ補償サービス</u>は、本サービスで提供している通信端末のご購入時にのみ契約いただけます。</p>	かけ放題サービス	1,650円/月	5G通信サービス	無料	危険SMS拒否設定	無料	追加クーポン	330円/100MB	スマホ補償サービス	440円/月	<p>(表2) オプションサービス</p> <table border="1" data-bbox="810 504 1508 645"> <tr> <td>かけ放題サービス <u>※2</u> <u>※3</u></td> <td>1,650円/月</td> </tr> <tr> <td>5G通信サービス <u>※2</u></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>危険SMS拒否設定</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>追加クーポン <u>※4</u></td> <td>330円/100MB</td> </tr> <tr> <td>スマホ補償サービス <u>※5</u></td> <td>440円/月</td> </tr> </table> <p><u>※2</u> 音声通話機能付きSIMカードのみご契約いただけます。 <u>※3</u> 「3. 通話料およびSMS利用料金」に記載の割引通話(国内) <u>※10</u> <u>※11</u>適用時の通話が対象です。(一部かけ放題サービス対象外の電話番号があります) <u>※4</u> 100MBを1単位とし、1ヵ月あたりの利用可能数の上限は30とします。<u>また</u>、申し込みをした日の属する月の翌月から3ヵ月後の<u>末日</u>まで有効とします。 <u>※5</u> 本サービスで提供している<u>携帯情報端末</u>・通信端末のご購入時にのみ契約いただけます。</p>	かけ放題サービス <u>※2</u> <u>※3</u>	1,650円/月	5G通信サービス <u>※2</u>	無料	危険SMS拒否設定	無料	追加クーポン <u>※4</u>	330円/100MB	スマホ補償サービス <u>※5</u>	440円/月
かけ放題サービス	1,650円/月																				
5G通信サービス	無料																				
危険SMS拒否設定	無料																				
追加クーポン	330円/100MB																				
スマホ補償サービス	440円/月																				
かけ放題サービス <u>※2</u> <u>※3</u>	1,650円/月																				
5G通信サービス <u>※2</u>	無料																				
危険SMS拒否設定	無料																				
追加クーポン <u>※4</u>	330円/100MB																				
スマホ補償サービス <u>※5</u>	440円/月																				
<p>3. 通話料およびSMS利用料金</p> <table border="1" data-bbox="76 1014 774 1249"> <tr> <td>通話料 <u>※2</u> <u>※3</u></td> <td>22円/30秒</td> </tr> <tr> <td>SMS送信料 <u>※4</u> <u>※5</u></td> <td>3.3 ~ 33円/通</td> </tr> <tr> <td>SMS受信料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>割引通話(国内) <u>※6</u> <u>※7</u>適用時の通話料</td> <td>11円/30秒</td> </tr> <tr> <td>割引通話(国際) <u>※5</u> <u>※8</u> <u>※9</u>適用時の通話料</td> <td>別に定める通話料</td> </tr> </table> <p><u>※2</u> 国際通話利用の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。 <u>※3</u> ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。 <u>※4</u> SMSの1回あたり送信料金(送信通数)は送信文字数に応じて変わります。 <u>※5</u> 海外への送信の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通信料が発生します。 <u>※6</u> 発信先電話番号の前にプレフィックス番号(0077-502)を付与することにより割引通話をご利用いただけます。転送電話ご利用時の転送先への通話など、一部割引通話対象外の電話番号があります。 <u>※7</u> 国内通話は、自動でプレフィックス番号が付与されません。 <u>※8</u> 国際通話は、自動でプレフィックス番号が付与されません。発信先電話番号の前にプレフィックス番号(0077-502-010)+国番号を付けて発信してください。なお、国際ローミングは割引通話の対象外です。 <u>※9</u> 別に定める「国際通話サービス提供国・地域」にのみ適用されます。</p>	通話料 <u>※2</u> <u>※3</u>	22円/30秒	SMS送信料 <u>※4</u> <u>※5</u>	3.3 ~ 33円/通	SMS受信料	無料	割引通話(国内) <u>※6</u> <u>※7</u> 適用時の通話料	11円/30秒	割引通話(国際) <u>※5</u> <u>※8</u> <u>※9</u> 適用時の通話料	別に定める通話料	<p>3. 通話料およびSMS利用料金</p> <table border="1" data-bbox="810 1014 1508 1249"> <tr> <td>通話料 <u>※6</u> <u>※7</u></td> <td>22円/30秒</td> </tr> <tr> <td>SMS送信料 <u>※8</u> <u>※9</u></td> <td>3.3 ~ 33円/通</td> </tr> <tr> <td>SMS受信料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>割引通話(国内) <u>※10</u> <u>※11</u>適用時の通話料</td> <td>11円/30秒</td> </tr> <tr> <td>割引通話(国際) <u>※10</u> <u>※12</u> <u>※13</u>適用時の通話料</td> <td>別に定める通話料</td> </tr> </table> <p><u>※6</u> 国際通話利用の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。 <u>※7</u> ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。 <u>※8</u> SMSの1回あたり送信料金(送信通数)は送信文字数に応じて変わります。 <u>※9</u> 海外への送信の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通信料が発生します。 <u>※10</u> 発信先電話番号の前にプレフィックス番号(0077-502)を付与することにより割引通話をご利用いただけます。転送電話ご利用時の転送先への通話など、一部割引通話対象外の電話番号があります。 <u>※11</u> 国内通話は、自動でプレフィックス番号が付与されません。 <u>※12</u> 国際通話は、自動でプレフィックス番号が付与されません。発信先電話番号の前にプレフィックス番号(0077-502-010)+国番号を付けて発信してください。なお、国際ローミングは割引通話の対象外です。 <u>※13</u> 別に定める「国際通話サービス提供国・地域」にのみ適用されます。</p>	通話料 <u>※6</u> <u>※7</u>	22円/30秒	SMS送信料 <u>※8</u> <u>※9</u>	3.3 ~ 33円/通	SMS受信料	無料	割引通話(国内) <u>※10</u> <u>※11</u> 適用時の通話料	11円/30秒	割引通話(国際) <u>※10</u> <u>※12</u> <u>※13</u> 適用時の通話料	別に定める通話料
通話料 <u>※2</u> <u>※3</u>	22円/30秒																				
SMS送信料 <u>※4</u> <u>※5</u>	3.3 ~ 33円/通																				
SMS受信料	無料																				
割引通話(国内) <u>※6</u> <u>※7</u> 適用時の通話料	11円/30秒																				
割引通話(国際) <u>※5</u> <u>※8</u> <u>※9</u> 適用時の通話料	別に定める通話料																				
通話料 <u>※6</u> <u>※7</u>	22円/30秒																				
SMS送信料 <u>※8</u> <u>※9</u>	3.3 ~ 33円/通																				
SMS受信料	無料																				
割引通話(国内) <u>※10</u> <u>※11</u> 適用時の通話料	11円/30秒																				
割引通話(国際) <u>※10</u> <u>※12</u> <u>※13</u> 適用時の通話料	別に定める通話料																				